

草津市公報

発行日 令和2年9月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 15 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則	
草津市立男女共同参画センター条例施行規則(男女共同参画課)	2
◎ 告 示	
公印の新調について(総務課)	3
草津市ハラスメントゼロ推進会議開催要綱(職員課)	3
草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部を改正する要綱 (子育て相談センター)	4
公示送達について(税務課)	4
草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱(子ども家庭課)	5
住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について(市民課)	14
草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 (子ども家庭課)	16
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について(生活支援課)	16
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく医療担当機関の指定について(生活支援課)	16
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について(生活支援課)	16
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく医療担当機関の指定について(生活支援課)	17
公示送達について(納税課)	17
公示送達について(介護保険課)	18
生活保護法第54条の規定に基づく介護担当機関の指定について(生活支援課)	18
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく介護担当機関の指定について(生活支援課)	19
草津市家賃支援給付金支給事業実施要綱(商工観光労政課)	19
公示送達について(税務課)	23
草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 (教育総務課)	23
草津市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱(健康増進課)	25
◎ 公 告	
条件付一般競争入札の施行について(契約検査課)	26
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	29

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	33
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	33
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	34
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	34
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	35
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	35
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	35
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	36
道路の位置の指定について（建築課）	38

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	39
---------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	39
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	39
草津市指定下水道工事店の有効期間満了について（上下水道総務課）	39

規 則

草津市立男女共同参画センター条例施行規則をここに公布する。

令和2年7月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第66号

草津市立男女共同参画センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立男女共同参画センター条例（令和2年草津市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 草津市立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 男女共同参画センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第2土曜日、毎月第4土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(遵守事項)

第4条 男女共同参画センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで、物品を販売し、展示し、またはポスター等の貼付をしないこと。
- (2) 危険物を持ち込まないことおよびみだりに火気を使用しないこと。
- (3) 他の利用者等に迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 使用した備品等は、原状に復し、整理整頓をすること。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(入館の制限)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当

するときは、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

- (1) 秩序を乱し、または乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設または設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上必要な指示に従わないとき。

(所掌事務および執行体制)

第6条 男女共同参画センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第3条各号に掲げる事業の企画運営に関すること。
- (2) 男女共同参画センターの利用に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 男女共同参画センターの維持管理に関すること。
- (5) 関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他男女共同参画センターの庶務に関すること。

2 前項に規定する事務の円滑な執行のため、係を定め、係長を置くことができる。

(組織)

第7条 男女共同参画センターに所長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(職務)

第8条 所長は、上司の命を受けて、男女共同参画センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前条第2項の職員は、上司の命を受け、男女共同参画センターの事務を処理する。

(専決事項)

第9条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 男女共同参画センターの利用に関すること。
- (2) 草津市事務決裁規程（昭和59年草津市訓令第13号）別表第1号および別表第3号の課長の専決事項

2 前項の事務であって重要もしくは異例または疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(令和2年7月30日揭示済み)

告 示

草津市告示第236号

公印の新調について

公印を新調するので、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年7月17日

草津市長 橋 川 涉

1 新調印

(1) 草津市福祉事務所長之印



用 途 草津市福祉事務所長名をもって発する
文書用

開始日 令和2年7月17日

(令和2年7月17日揭示済み)

草津市告示第237号

草津市ハラスメントゼロ推進会議開催要綱を次のとおり制定する。

令和2年7月17日

草津市長 橋 川 涉

草津市ハラスメントゼロ推進会議開催要綱
(設置)

第1条 市長は、草津市職員および草津市立小中学校の教職員のハラスメントをなくす取組を推進するための意見、助言等を求めるため、草津市ハラスメントゼロ推進会議（以下「推進会議」という。）を設

置する。

(推進会議の委員)

第2条 推進会議の委員は5人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関から選出された者
- (3) 市民団体から選出された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委託の日から次条第1号の草津市ハラスメント防止指針の策定の日までとする。

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 草津市ハラスメント防止指針の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、ハラスメントをなくすための取組に関し、市長が必要と認めるもの
(議長および副議長)

第4条 推進会議に議長および副議長を置く。

- 2 議長および副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、推進会議の進行を行う。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときまたは議長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 推進会議の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た情報や秘密を他に漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総合政策部職員課および教育委員会事務局学校教育課において共同して処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

(令和2年7月17日揭示済み)

草津市告示第238号

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年7月21日

草津市長 橋川 渉

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部を改正する要綱

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項後段を次のように改める。

この場合において、扶養義務者が負担すべき額は、平成29年5月30日付け健発0530第12号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」別添2徴収基準額表に定める額（以下この項において「徴収基準額」という。）

（用具の給付に要する費用が別表第2の限度額欄に定める額を超える場合にあっては、徴収基準額に用具の給付に要する費用と別表第2の限度額の差額を加えた額）とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の規定は、令和2年4月1日以後に利用申請があったものに係る費用の徴収について適用し、同日前に利用申請があったものに係る費用の徴収については、なお従前の例による。

（令和2年7月21日揭示済み）

草津市告示第239号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年7月22日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書

18件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年7月29日に送達があったものとみなす。

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	姓名番号	氏名	住所	住居
1	17459708	NGUYEN DANH HIEN	ベトナム	ベトナム
2	10080778	松本 茂三	長野県長野市野坂四丁目	8番6号
3	10299717	高田 公子	長野県長野市大森町	13番4番地2
4	10495804	藤井 利子	長野県長野市御坂六丁目	3番11号
5	10557445	森田 広	長野県長野市上郷三丁目	30番12号
6	11488499	後藤 栄生	長野県長野市野坂三丁目	16番4号
7	16110550	カマキヨウ ユーニス	ベトナム	ベトナム
8	17285708	井上 孝孝	ベトナム	ベトナム
9	17496417	DO DUC ANH	ベトナム	ベトナム
10	17599461	XIE MENG YING	ベトナム	ベトナム
11	17617125	下川 直希	長野県長野市青森町	14番6-1533号
12	17620193	HEW JZE VUEN BRIAN	ベトナム	ベトナム
13	17621580	GORSBUCKLE CHARLES ROY	ベトナム	ベトナム
14	17652400	OMAR SUMAYA	ベトナム	ベトナム
15	17656240	SRI CHANTALEA PONOSIT	ベトナム	ベトナム
16	17658315	藤原 良幸	長野県長野市野坂一丁目	166
17	17659588	PHIAM THI NITU QUYNH	ベトナム	ベトナム
18	17598732	MARCELLO BENJAMIN JOHNSON	ベトナム	ベトナム

（令和2年7月22日揭示済み）

草津市告示第240号

草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和2年7月22日

草津市長 橋川 渉

草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」(「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」(令和2年6月17日付子発0617第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 草津市(以下「市」という。)は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者(ひとり親世帯臨時特別給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)または福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による令和2年6月分の児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)
- (2) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされているもの(以下「法第13条の2支給停止者」という。)、または法第6条の規定に基づく草津市長(以下「市長」という。)の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部または一部を支給しないこととなることが想定される者であつ

て、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの(以下「公的年金給付等受給者」という。)

<p>① 当該者(法第4条第1項第1号ロまたは二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロまたは二に該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。))で定める児童の養育者を除く。)</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、または当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。)</p>
<p>② 当該者(①に規定する養育者に限る。)</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。)</p>

<p>③ 当該者の配偶者または当該者が父もしくは母である場合にあっては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者もしくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持するもの</p>	<p>法第10条または第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）</p>
--	---

(3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）または法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第2号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの（以下「家計急変者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

<p>児童扶養手当受給者、および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和2年6月1日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>
<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年6月12日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>

<p>家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
--	---------------------------

（ひとり親世帯臨時特別給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給するひとり親世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 基本給付

支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が二人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうち一人以外の監護等児童につきそれぞれ3万円を加算した額とする。

(2) 追加給付

児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているとの申出があった者に対して、5万円を1回に限り支給する。

（児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等）

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みに対し、基本給付の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、前項の申込みの日から7日以内にその旨を申し出るとともに、速やかにひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の受給の拒否の申し出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。

（児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式）

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対して、第1号に係る方式により基本給付の支給を行う。ただし、基本給付の支給決定時点において当該口座を解約等しており、基本給付の支給に支障が生じるおそ

れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により支給を行う。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式 令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
 - (2) 指定口座振込方式 児童扶養手当受給者がひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書(別記様式第2号)により届け出た指定口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 児童扶養手当受給者がひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書(別記様式第2号)にて届け出ることにより、窓口で現金を交付することにより支給する方式
(公的年金給付等受給者および家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日および申請期限)
- 第6条 公的年金給付等受給者および家計急変者に対して支給する基本給付に係る市の申請受付開始日は、令和2年8月2日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月26日までとする。
(公的年金給付等受給者ならびに家計急変者に対する基本給付に係る申請および支給の方式)

第7条 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者(以下「基本給付申請者」という。)は、ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】(別記様式第3号。以下「基本給付申請書」という。)により申請を行う。

- 2 基本給付申請者による申請および市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。
この場合において、第3号に掲げる申請方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により市に提出し、市が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を市の窓口へ提出し、市が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 基本給付申請者が基本給付申請

書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本ならびに簡易な収入・所得(見込)額の申立書(別記様式第4号)および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該基本給付申請者が第2条の要件を満たす者であることの確認を行う。

- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該基本給付申請者の本人確認を行う。

(児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日および申請期限)

第8条 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者に対して支給する追加給付に係る市の申請受付開始日は、令和2年8月2日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月26日とする。
(児童扶養手当受給者ならびに公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請および支給の方式)

第9条 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者(以下「追加給付申請者」という。)は、ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【追加給付】(別記様式第5号。以下「追加給付申請書」という。)により申請を行う。

- 2 追加給付申請者による申請および市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。
この場合において、第3号に掲げる申請方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により市に提出し、市が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を市の窓口へ提出し、市が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 追加給付申請者が追加給付申請

書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、追加給付申請書の内容等により、当該追加給付申請者が第2条の要件を満たす者であるか等について確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該追加給付申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第10条 代理により第7条第1項および前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(基本給付申請者および追加給付申請者に対する支給の決定)

第11条 市長は、第7条第1項または第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ支給を決定し、当該基本給付申請者および追加給付申請者に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

(ひとり親世帯臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第12条 市長は、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者および監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、基本給付申請者および追加給付申請者から第6条第2項および第8条第2項の申請期限までに第7条第1項および第9条第1項の申請が行われなかった場合、当該基本給付申請者および追加給付申請者は、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(支払ができない場合の取扱い)

第14条 市長は、第4条第3項の規定による支給決定を行った後、第5条第1号または第2号の方式による指定口座にひとり親世帯臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和3年3月30日までに指定口座への振込みが口座解約、変更

等によりできない場合は、第4条第1項の申込みを撤回する。第5条第3号の窓口現金受領方式で支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和3年3月30日までに現金の交付ができない場合も、同様とする。

2 市長は、第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和3年3月30日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段によりひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行ったひとり親世帯臨時特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第16条 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

別記
様式第1号(第4条第2項関係)

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付) 受給拒否の届出書



草津市長宛

- 私は、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 本届出により、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下記に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(背面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第2号(第5条第2号、第3号関係)

ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書



1. 届出書

氏名	生年月日	職業

2. 新規指定先指定口座(児童扶養手当を受給している本人名義の口座)に届きます。

- ア 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望
※金融機関の口座が「()」で記入し、口座名義を記入してください。

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義(指定先口座)

- イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座が「()」で記入し、窓口による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄)に「()」を入れてください。

- ア 市が受給決定をした後、届出者の不慮による給付決定が変更した際に、市が届出者に届達を行ったにもかかわらず、令和3年3月30日までに支給が完了できなかった場合は、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことと同意します。

届出書類

- 『ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を明確できる書類の写し(コピー)』(※2. 新規指定先指定口座)で「ア」を選択した場合に限る
※運転免許証、マイナンバーカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を明確できる書類の写し(コピー)を添付してください。
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(背面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

様式第3号(第7条第1項関係)

公的年金給付等支給書用

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給申請者 住所	
-------------	--

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求書

氏名	生年月日	職業

2. 配偶者児童

氏名	性別	生年月日	職業	住所(同居の場合のみ記入)

3. 配偶者および扶養親族

氏名	性別	職業	住所

4. 申請額・振込額

対象世帯員数	人	申請額(請求額)	円
--------	---	----------	---

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件
- ア 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
 - イ 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
 - ロ 父または母が死亡した児童
 - ハ 父または母が障害の状態にある児童
 - ニ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ホ 父または母が引き続き一年以上遺棄している児童
 - ヘ 父または母がDV被害者に関する保護命令を受けた児童
 - ヘ 父または母が引き続き一年以上拘禁されている児童
 - コ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

6. 受取方法
- ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※口座名義を明確できる書類の写し(コピー)を添付してください。
 - イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座が「()」で記入し、窓口による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【受取口座登録情報】

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義

- ア 高口での現金支給を希望
※金融機関の口座が「()」で記入し、窓口による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

- 【誓約・同意事項】各項目のチェック欄に「()」を入れてください。
- ア ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」といいます。)の支給要件に該当します。
 - イ 給付金の支給要件の該当性を調査する行為、市が必要な児童福祉事業名簿情報、児童扶養手当の受給状況等の公的データの提供を行うこと、児童扶養手当の支給決定に関する行政機関に業務委託を行うことと同意します。
 - ロ 公費で給付できない場合は、給付費額の差出人を行います。
 - ハ この申請書は、市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
 - ニ 市が支給決定した後、届出者の不慮による給付決定が変更した際に、市が届出者に届達を行ったにもかかわらず、令和3年3月30日までに支給が完了できなかった場合は、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことと同意します。
 - ヘ 給付金の支給決定後、児童扶養手当の支給決定が変更した際に、市が届出者に届達を行ったにもかかわらず、令和3年3月30日までに支給が完了できなかった場合は、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことと同意します。
 - コ 既に他の請求書等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

届出書類

- 『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】(本書)』
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(背面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。
- 『受取口座を明確できる書類の写し(コピー)』(※6. 受取方法)で「ア」を選択した場合に限る
※運転免許証、マイナンバーカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を明確できる書類の写し(コピー)を添付してください。
- 『児童扶養手当の支給要件を明確できる書類』
※児童扶養手当の支給要件に該当しない児童、児童扶養手当の支給要件に該当する児童の児童扶養手当の申請書(請求書)において、障害の状態を明確する必要がある場合は、必ずその書類を添付してください。
- 『世帯主収入(所得)の申告書(別添付書第4号)』
※世帯主収入(所得)に代る収入情報、児童扶養手当の収入情報が分かる書類を添付してください。

簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)
【公的年金給付等受給者】

は、この市役所窓口で申請書(請求書)【基本給付】、簡易な収入額の申立書(申請者本人用)【七】を提出してください。
(注)申請書の提出は、収入額が変更となる場合、その月の末日まで申請してください。

①令和2年5月31日時点で申請者の生活を経済的に支えている方の氏名にチェック【2】してください。
氏名

②で選択した方の平成30年1月～平成30年12月の年間収入の内訳を記入ください。
年間収入の内訳を記入ください。

Table with columns for 収入種別 (給付収入[A], 専業主婦収入または不動産収入[B], 年金収入[C]) and 収入額. Includes checkboxes for 扶養義務者 and 配偶者.

③平成30年1月～平成30年12月の年間収入の合計額を記入ください。
年間収入額 (A+B+C)

④の方が世帯を同じくしている親類(平成30年12月31日時点で扶養を行っている者)の氏名を記入ください。【14】

Table for recording names of relatives living in the same household, with columns for 氏名 and 扶養開始年月日.

(次ページに続きます)

⑤で記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するか計算を行ってください。

Calculation table for determining eligibility based on income and family size. Columns include 収入額 and 収入人数(1+2).

【要件】⑤の年間収入額が収入基準額を下回っていること。
(注)収入基準額は、収入総額×収入人数×収入係数で算出されます。

Form for recording the applicant's name and the name of the person with a maintenance obligation.

簡易な所得額の申立書
【公的年金給付等受給者】

簡易な収入額の申立書(申請者本人用)【七】の【要件】または「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

所得要件としてほしい方の氏名を記載の上、その他の申請者からみた氏名にチェック【7】してください。
氏名 居住 収入

以下、上記の氏名の方についての必要な情報を記入してください。
「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)」の②または「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」の②の氏名を記入してください。

控除等
A 年の年間収入のうち、所得控除に係る控除の額(平成30年1月～平成30年12月分)
所得控除額を記入してください。

C 年の年間収入のうち、給与収入に係る給与所得控除の額(平成30年1月～平成30年12月分)
給与収入を支払った方
所得控除額を記入してください。

D 年の年間収入のうち、専業主婦収入、不動産収入に係る必要経費の額(平成30年1月～平成30年12月分)
専業主婦収入または不動産収入を支払った方
必要経費額を記入してください。

E 年の年間収入のうち、公的年金等収入に必要経費等の額(平成30年1月～平成30年12月分)
年金収入を支払った方
必要経費額を記入してください。

Table for recording other deductions, with columns for 控除種別 (特別控除, 基礎控除, 配偶者控除, etc.) and 控除額.

F 基金積立額相当
基金積立額相当額を記入してください。

G 所得控除後の所得額の計算額 A - (B + C + D + E + F + G)
年間所得額

→扶養親族が1人の場合には、Gが230万円未満であれば【所得要件】を満たすための、Iの記載は不要です。

(次ページに続きます)

I 要件に該当するか確認してください。
(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

簡易な収入額の申立書(申請者本人用)
収入基準額の方

② 簡易な収入額の申立書(申請者本人用または扶養義務者等用)【七】と同じ人数にチェックしてください。

Calculation table for determining eligibility based on income and family size. Columns include 収入額 and 収入人数(1+2).

③ 簡易な収入額の申立書(申請者本人用または扶養義務者等用)【七】を用いて計算を行ってください。

Table for calculating the required income based on family size. Columns include 収入人数 and 所得基準額(1+2).

→【所得要件】Hの年間所得額が所得基準額より低いこと

【確認事項】【各項目のチェック欄】に「」を記入し、氏名を記入してください。

【所得要件】に該当します。
(注)所得額が分かる者(配偶者(配偶者)を除く)を提出しています。

給付金の支給要件の該当性を審査するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や所得情報、公的年金情報等の公開等の確認を行うこと必要な資料の提供を他の行政機関から求める、提供することになります。

Form for recording the date and name of the applicant, and the name of the person with a maintenance obligation.

簡易な所得見込額の申立書
【家計急変者】

Form for simplified income forecast application for household emergency cases. Includes sections for applicant information, income types (A-F), and a summary table.

(次ページに続きます)

Continuation of the application form, including a table for income types (A-F) and a section for the applicant's signature and date.

控除対象一覧表

(別添)

Table listing tax deductions with columns for category, amount, and unit. Includes categories like spouse, children, and elderly dependents.

様式第5号(第9条第1項関係)

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【追加給付】

Form for single-parent household special temporary payment application. Includes fields for applicant details, income information, and a declaration section.

(令和2年7月22日揭示済み)

草津市告示第241号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までであった住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求および第11条の2第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、当該請求にあつては同法第11条第3項の規定により、当該申出にあつては同法第11条の2第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年7月27日

草津市長 橋川 渉

(1) 国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊滋賀地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため。	令和2年2月18日	草津市に住む平成14年4月2日から平成15年4月1日まで生まれの日本人男女

(2) 個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称および代表者または管理人の氏名）	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「6月全国個人視聴率調査」の対象者抽出のため (NHK放送文化研究所 世論調査部)	平成31年4月10日	平井二丁目に住む平成24年12月31日生まれまでの男女
一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	「国民生活に関する世論調査」実施のための対象者抽出 (内閣府大臣官房政府広報室)	令和元年5月29日	野路町1200～1300番地、野路町470～500番地に住む平成13年5月31日生まれまでの日本人男女

一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	「社会と生活に関する意識」調査実施のための対象者抽出 (NHK放送文化研究所 世論調査部)	令和元年5月29日	集町、新堂町に住む平成15年6月30日生まれまでの日本人男女
一般社団法人新情報センター事務局長 平谷 伸次	総務省統計局の実施する「家計消費状況調査」に伴う対象者の抽出のため	令和元年6月13日	大路二～三丁目、青地町に住む平成15年4月1日生まれまでの日本人男女
一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	「住民意識調査」の実施 (（株）時事通信社 大阪支社 業務部)	令和元年6月26日	草津二丁目、馬場町に住む平成11年6月30日生まれまでの日本人男女
一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	「2019年新聞およびWeb利用に関する総合調査」実施のための対象者抽出 (朝日新聞社 マーケティング本部マーケティング部)	令和元年7月18日	新浜町に住む平成16年8月31日生まれまでの日本人男女
一般社団法人新情報センター事務局長 平谷 伸次	2019年度 人権に関する意識調査の対象者名簿作成 (法務省人権擁護局)	令和元年7月24日	野路六～七丁目に住む平成13年7月31日生まれまでの日本人男女
(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	「医薬品及び医療機器の費用対効果評価におけるQOL尺度の標準値測定のための調査業務」における「健康に関するアンケート」にかかる対象者抽出のため	令和元年9月18日	笠山三～四丁目に住む昭和5年1月1日～平成15年12月31日生まれの男女
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「11月全国個人視聴率調査」の対象者抽出のため (NHK放送文化研究所 世論調査部)	令和元年9月19日	大路三丁目に住む7歳以上の平成24年12月31日生まれまでの日本人男女

一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「メディア利用 動向調査（テレ ビ・インター ネットなどがど のように見聞き されているかを おたずねする調 査）」実施のた めの対象者抽出（放送法第20 条に定められた 調査研究・世 論調査のため） （NHK放送文化 研究所 世論調 査部）	令和元年 10月8日	新堂町に住む 平成15年10月 末生まれま での日本人男 女	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「司法制度につ いての意識調 査」実施のため の対象者抽出 （学校法人 明 治大学）	令和元年 12月5日	北山田町に住 む昭和24年1 月1日から平 成11年12月31 日生まれま での日本人男女
一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	ネット・ゲーム 使用と生活習慣 に関する実態調 査の対象者名簿 作成（国立病院 機構久里浜医療 センター）	令和元年 10月10日	青地町229～ 581番地に住 む昭和14年10 月1日～平成 21年9月30日 に出生の日本 人男女	（株）RJCリサー チ 代表取締役 守住 邦明	「少子高齢化社 会における家 族・出生・仕事 に関する全国調 査」での対象者 抽出のため （国立大学法人 東京大学）	令和元年 12月25日	野路五丁目～ 六丁目に住む 昭和45年4月 1日から、平 成13年12月31 日生まれま での日本人男女
（株）インテー ジ リサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	令和元年度 市 民の社会貢献に 関する実態調査 対象者抽出のため（内閣府政策 統括官）	令和元年 11月6日	南笠町、新浜 町に住む平成 11年1月1日 以前に出生の 男女	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「日本人とテレ ビ・2020調査」 実施のための対 象者抽出 （NHK放送文化 研究所 世論調 査部）	令和2年 1月9日	西渋川一丁目 に住む平成15 年12月31日生 まれまでの日 本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「2020年東京オ リンピック・パ ラリンピックに 関する世論調査 （附帯調査:認知 症）」の実施の ための対象者抽出（内閣府大臣 官房政府広報 室）	令和元年 11月11日	上笠三丁目に 住む平成13年 11月30日以前 に出生の日本 人男女	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局の 実施する「家計 消費状況調査」 に伴う対象者の 抽出 （総務省統計局）	令和2年 2月4日	野路七丁目、 野路東二～三 丁目、岡本町 に住む平成15 年4月1日生 まれまでの日 本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「テレビ視聴に 関する調査」 の実施のための 対象者抽出 （株式会社野村 総合研究所）	令和元年 11月11日	若草一丁目～ 八丁目に住む 平成15年12月 31日以前に出生の日本人男女	（株）日本リサー チセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「生活意識に関 するアンケート 調査」（第82回） の対象者抽出の ため （日本銀行 情 報サービス局）	令和2年 2月5日	上笠四丁目に 住む平成12年 4月30日生ま れまでの日本 人男女
一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局の 実施する「家計 消費状況調査」 に伴う対象者の 抽出のため （総務省統計局）	令和元年 11月20日	追分南二丁目 ～三丁目、上 笠三丁目に住 む平成15年4 月1日以前に 出生の日本人 男女	（株）日本リサー チセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「家計の金融行 動に関する世論 調査」の対象者 抽出のため （日本銀行情報 サービス局内 金融広報中央委 員会）	令和2年 3月5日	大路一丁目に 住む平成12年 5月31日生ま れまでの日本 人男女

（令和2年7月27日揭示済み）

草津市告示第242号

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年7月28日

草津市長 橋川 渉

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年草津市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「20パーセント」を「40パーセント」に改め、同項第2号中「40パーセント」を「20パーセント」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号中「2割相当額」を「4割相当額」に、「4割相当額」を「2割相当額」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和2年7月28日から施行し、改正後の草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日以後に終了した講座に係る受講修了時給付金および合格時給付金について適用する。

（様式に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

（令和2年7月28日揭示済み）

草津市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年7月29日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
KEiROW彦根ステーション	彦根市中央町3-12 CGビル1階	令和2年7月1日

（令和2年7月29日揭示済み）

草津市告示第244号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年7月29日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
KEiROW彦根ステーション	彦根市中央町3-12 CGビル1階	令和2年7月1日

（令和2年7月29日揭示済み）

草津市告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年7月31日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
南草津あおぞらクリニック	草津市南草津三丁目4番3-3	令和2年6月1日

（令和2年7月31日揭示済み）

草津市健康福祉部介護保険課
〒320-0801 草津市山崎二丁目5番27号
TEL 0282-22-1111
FAX 0282-22-1112
草津市税務特別徴収督促状
公示送達者名簿
令和2年7月31日

(令和2年7月31日揭示済み)

草津市告示第248号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年8月3日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度 第1期介護保険料督促状

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和2年8月10日に送達があったものとみなす。

令和2年度第1期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	二村 康彦	草津市山崎一丁目9番40号

(令和2年8月3日揭示済み)

草津市告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年8月3日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
デ・アルコ有限会社	草津市青地町1025番地14	デ・アルコ有限会社	草津市青地町1025番地14	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和2年 3月1日

(令和2年8月3日揭示済み)

草津市告示第250号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年8月3日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
デ・アルコ有限会社	草津市青地町1025番地14	デ・アルコ有限会社	草津市青地町1025番地14	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和2年 3月1日

(令和2年8月3日揭示済み)

草津市告示第251号

草津市家賃支援給付金支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和2年8月5日

草津市長 橋 川 渉

草津市家賃支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上の急減に直面する草津市内の中小企業者等の固定経費の負担の軽減を図るため、賃料等

の円滑な支払に資することを目的とし、国の家賃支援給付金（家賃支援給付金給付規程（令和2年7月14日経済産業省公表）に規定する家賃支援給付金をいう。以下同じ。）の給付決定を受けた草津市内の中小企業者等に、国の給付対象となった草津市内に所在する建物・土地の支払賃料等について、予算の範囲内で草津市家賃支援給付金（以下「草津市家賃支援給付金」という。）を支給するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 令和2年4月1日時点において、次のアまたはイのうちいずれかの要件を満たす法人（組合もしくはその連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または次のいずれかを満たす法人）または個人事業主をいう。

ア 資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。

イ 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(2) 支払賃料等 賃貸借契約等に基づき自らの事業のために他人の所有する土地または建物を直接占有する者が、当該土地または建物を使用および収益するために対価として支払う金銭（当該対価に係る租税を含む。）をいう。

（支給対象者）

第3条 草津市家賃支援給付金の支給の対象となる中小企業者等は、次に掲げる者とする。

(1) 次のいずれにも該当する法人

ア 国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること。

イ 申請の対象となる支払賃料等が国の家賃支援給付金の支給決定の対象となった支払賃料等であること。

ウ 令和2年4月1日以前から申請日に至るまで、草津市内に本店を登記している法人であること。

エ 申請の対象となる支払賃料等が草津市内に所在する土地または建物の支払賃料等であること。

オ 令和2年1月31日までに納期限が到来している市税の滞納がないこと。

(2) 次のいずれにも該当する個人事業主

ア 国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること。

イ 申請の対象となる支払賃料等が国の家賃支援給付金の給付決定の対象となった支払賃料等であること。

ウ 令和2年4月1日以前から申請日に至るまで、草津市内に住民登録を有している個人であること。

エ 申請の対象となる支払賃料等が草津市内に所

在する土地または建物の支払賃料等であること。

オ 令和2年1月31日までに納期限が到来している市税の滞納がないこと。

（支給対象となる賃料等）

第4条 草津市家賃支援給付金の支給対象となる支払賃料等は、国の家賃支援給付金の給付決定を受けた草津市内に所在する土地または建物の支払賃料等とする。

（支給額）

第5条 草津市家賃支援給付金の支給額は、国の家賃支援給付金の給付額の内、草津市内に所在する土地または建物の支払賃料等に対して給付された額に6分の1を乗じて得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が、その申請に係る土地または建物について、申請日の属する月以降6か月の間のいずれかの月分の賃料等に充てるための現金給付を地方自治体から受けているまたは受けることが決定している場合であって、当該給付の額および国の家賃支援給付金の合計額に前項の規定により算定した額を加えた額（この項において「合計給付額」という。）が、国の家賃支援給付金の基準額（家賃支援給付金給付規程第5条第1項の規定による基準額をいう。）の総額に6を乗じて得た額（この項において「基準総額」という。）より大きいときは、合計給付額から基準総額を差し引いた額と同額を、前項の規定により算定した額から差し引いた額を支給するものとする。

3 前2項に定める支給額の1事業者あたりの上限額は、法人にあつては100万円、個人事業主にあつては50万円とする。

（支給申請）

第6条 草津市家賃支援給付金の支給を受けようとする中小企業者等は、草津市家賃支援給付金申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 法人の場合

ア 国から交付された家賃支援給付金の振込のお知らせの写し

イ 履歴事項全部証明書の写し（申請日から3か月以内に発行されたものに限る。）

ウ 法人代表者の本人確認書類の写し

エ 給付金の振込口座の通帳の写し

オ 国の家賃支援給付金のWEB申請で添付した賃貸借契約書の写し（草津市に所在する土地または建物の支払賃料等に関するものに限る。）
（以下「賃貸借契約書の写し」という。）ただし、別表に定める例外に該当する場合には、別表に定める書類。

カ 誓約書（別記様式第2号）

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人事業主の場合

ア 国から交付された家賃支援給付金の振込のお知らせの写し

イ 本人確認書類の写し

ウ 給付金の振込口座の通帳の写し

エ 国の家賃支援給付金のWEB申請で添付した賃貸借契約書の写し（草津市に所在する土地または建物の支払賃料等に関するものに限る。）
（以下「賃貸借契約書の写し」という。）ただし、別表に定める例外に該当する場合には、別表に定める書類。

オ 誓約書（別記様式第2号）

カ その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときはその内容を審査し、草津市家賃支援給付金の支給について適否を審査するものとする。

2 市長は、支給することが適当であると認めるときは、草津市家賃支援給付金支給決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、給付金を支給することが適当でないとき、草津市家賃支援給付金不支給決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。
（決定の取消等）

第8条 市長は、草津市家賃支援給付金の支給を決定した中小企業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消し、または既に支給した給付金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) 法令またはこの要綱に違反したとき。

(3) その他、市長が決定したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条第1項に規定する支給の申請をした者については、この要綱は、同日後も、なお従前の例による。

別表（第6条第1項関係）

例外	必要書類
賃貸借契約書上の賃貸人の名義と現在の賃貸人の名義が異なる場合	①賃貸借契約書の写し ②国の所定の様式による賃貸借契約等証明書
申請者が賃貸借契約書の賃借人などの名義と異なる場合	
令和2年3月31日時点と申請日時点において、契約が有効であるのに、契約書を見てもわからない場合	①賃貸借契約書の写し ②次のいずれか一つ ア 令和2年3月31日および申請日時点において有効な賃貸借契約が存在することがわかる書類 イ 国の所定の様式による賃貸借契約等証明書
令和2年3月31日時点から申請日までの間に、引越などにより、新たな契約を締結した場合	①令和2年3月31日時点で有効であった「賃貸借契約などを証明する書類」の写し ②申請日時点で有効な「賃貸借契約などを証明する書類」の写し
土地または建物を賃貸借ではない形態で利用していて、業界団体によるガイドラインがある場合	①賃貸借ではない形態の契約などを証明する書類（契約書、使用許可証など）の写し ②①が業界団体等によるガイドラインに則っていることを宣誓した書類
土地または建物を賃貸借ではない形態で利用していて業界団体などによるガイドラインでもない場合	①賃貸借ではない形態の契約などを証明する書類（契約書、使用許可証など）の写し ②①が賃貸借契約に相当する契約であることを説明する書類
契約書が存在しない場合	国の所定の様式による賃貸借契約等証明書

国の家賃支援給付金の申請日の3か月前までの期間に、賃貸人から賃料の支払いの免除を受けている場合

- ①賃貸借契約書の写し
- ②次のいずれか一つ
 - ア 国の家賃支援給付金の申請日から最低1か月以内にひと月分の賃料を支払ったことを確認できる銀行通帳の写し、銀行取引明細書(振込明細書)、賃貸人からの領収書
 - イ 国の所定の様式による賃料を支払っている旨の証明書
- ③次のいずれか一つ
 - ア 国の家賃支援給付金の申請日の3か月前までの期間に、賃料の支払いの免除または猶予を受けていたことを証明する書類
 - イ 国の所定の様式による支払免除等証明書

(その2)

草津市家賃支援給付金申請書(個人用)

草津市長 宛
私は、下記のとおり、草津市家賃支援給付金を申請します。

氏名	住所	国の家賃支援給付金申請番号
姓	〒	
名	市	
姓	区	
名	町	
姓	丁目	
名	番	
姓	号	
代表者名	担当者の氏名	
住所	住所	
〒	〒	
市	市	
区	区	
町	町	
丁目	丁目	
番	番	
号	号	
担当者の電話番号	メールアドレス(任意)	

給付金の請求のための賃料の精算として、以下の内容を契約ごとの記入してください。

No.	■賃料の支払精算	■物件情報	物件用途			
			品	市	町	丁目
1	0円		品	市	町	丁目
2	0円		品	市	町	丁目
3	0円		品	市	町	丁目
4	0円		品	市	町	丁目
5	0円		品	市	町	丁目
計	0円					

※申請に必要ない書類(全て)の写しは必ず必要です。ご記入ください。

「草津市家賃支援給付金」の申請額 0円

給付金 振込先	金融機関 コード	支店 コード	口座 番号	口座 名義人	口座 種別

申請に必要ない書類(全て)の写しは必ず必要です。ご記入ください。

確認欄	添付書類名
<input checked="" type="checkbox"/>	(この用紙)草津市家賃支援給付金申請書
<input type="checkbox"/>	契約書
<input type="checkbox"/>	国から交付された「家賃支援給付金の取組のお知らせ」の写し
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し(運転免許証(顔写真)等)
<input type="checkbox"/>	通帳の写し(通帳の表紙および通帳を挟いた1・2ページ目)
<input type="checkbox"/>	国の「家賃支援給付金」のWEB申請で提出した「賃貸借契約書の写し(草津市分のみ)」等

今後、草津市の経済対策について、草津市または草津市の委託事業者から案内を受けることを希望します。

別記

様式第1号(第6条第1項関係)(その1)

草津市家賃支援給付金申請書(法人用)

草津市長 宛
私は、下記のとおり、草津市家賃支援給付金を申請します。

法人名	住所	国の家賃支援給付金申請番号
代表者名	住所	担当者の氏名
代表者名	住所	担当者の氏名
住所	住所	
〒	〒	
市	市	
区	区	
町	町	
丁目	丁目	
番	番	
号	号	
担当者の電話番号	メールアドレス(任意)	

給付金の請求のための賃料の精算として、以下の内容を契約ごとの記入してください。

No.	■賃料の支払精算	■物件情報	物件用途			
			品	市	町	丁目
1	0円		品	市	町	丁目
2	0円		品	市	町	丁目
3	0円		品	市	町	丁目
4	0円		品	市	町	丁目
5	0円		品	市	町	丁目
計	0円					

※申請に必要ない書類(全て)の写しは必ず必要です。ご記入ください。

「草津市家賃支援給付金」の申請額 0円

給付金 振込先	金融機関 コード	支店 コード	口座 番号	口座 名義人	口座 種別

申請に必要ない書類(全て)の写しは必ず必要です。ご記入ください。

確認欄	添付書類名
<input checked="" type="checkbox"/>	(この用紙)草津市家賃支援給付金申請書
<input type="checkbox"/>	契約書
<input type="checkbox"/>	国から交付された「家賃支援給付金の取組のお知らせ」の写し
<input type="checkbox"/>	国から交付された「家賃支援給付金の取組のお知らせ」の写し
<input type="checkbox"/>	国から交付された「家賃支援給付金の取組のお知らせ」の写し
<input type="checkbox"/>	国から交付された「家賃支援給付金の取組のお知らせ」の写し
<input type="checkbox"/>	国から交付された「家賃支援給付金の取組のお知らせ」の写し
<input type="checkbox"/>	国から交付された「家賃支援給付金の取組のお知らせ」の写し
<input type="checkbox"/>	国から交付された「家賃支援給付金の取組のお知らせ」の写し

今後、草津市の経済対策について、草津市または草津市の委託事業者から案内を受けることを希望します。

様式第2号(第6条第1項関係)

借 約 書

私は、草津市家賃支援給付金の申請に当たり、以下の事項を含め、草津市家賃支援給付金支払事業実施要綱に従っていることを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、免責は一切申し立てません。

- 申請の対象となる支払賃料等には、草津市等の土地および建物の支払賃料等が含まれていないこと。
- 申請の対象となる支払賃料等には、国の家賃支援給付金の給付決定の対象となった支払賃料等があること。
- 草津市家賃支援給付金を受給後も、事業を継続する意思があること。
- 賃貸借契約などに基づいて、自ら所有する建物のために他人の所有する建物・土地を使用および収益していること。
- 申請に係る建物・土地を他社に転貸(貸付)していないこと。
- 申請に係る建物・土地に閉鎖、自己取引および仮換地取引を行っていないこと。
- 国に「家賃支援給付金」を申請した日の直前3か月の賃料(申請の対象となる草津市内に所在する建物・土地に関するものに限る。)を支払ったこと。
- 草津市家賃支援給付金事務に必要な私(個人事業主)に属する)に係る住民基本台帳の調査を承諾すること。
- 草津市家賃支援給付金事務に必要な私(法人の場合、私が代表者となっている法人)の税務調査資料の閲覧を承諾すること。
- 草津市から、賃貸借契約書や賃料等の支払い実績を証明する書類等の写しの提出を求められた場合は、応じること。また、賃貸借契約の相手方に、契約内容の確認をすることと同様のこと。
- 草津市から、積算・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- 申請書類に記載された借借を機密情報として扱うことに同意すること。
- 私または自社、もしくは自らの役員等が、他のいかなるにも説明する者でないこと。
- 基力用(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成9年法律第77号。以下「法」という。))第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 自己、自らもしくは自らの者の不正の利益を図る目的または第三者を困窮させる目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供する者など、直接的もしくは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 上記(1)から(5)までのいずれか1つに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 上記(1)から(5)までのいずれか1つに該当する者が、その継続に実質的に関与している法人その他団体または個人ではないこと。

草津市長 宛

(法人にあっては登記上の本店所在地、個人にあっては住居上の住所。)

住 所 草津市

「法人、団体にあっては代表者名」

姓 名 姓 名

様式第3号(第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

事業者
代表者 様

草津市長

草津市家賃支援給付金支給決定通知書

申請のあった草津市家賃支援給付金つきまして、下記のとおり支給することとなりましたので、草津市家賃支援給付金支給事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

支給決定額 円

様式第4号(第7条第3項関係)

第 号
年 月 日

事業者
代表者 様

草津市長

草津市家賃支援給付金不支給決定通知書

申請のあった草津市家賃支援給付金つきまして、下記のとおり支給しないこととなりましたので、草津市家賃支援給付金支給事業実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

支給しない理由

(令和2年8月5日揭示済み)

草津市告示第252号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年8月6日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- 国民健康保険税更正・決定通知書
- 国民健康保険税当初納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年8月13日に送達があったものとみなす。

送達先住所	送達先氏名	送達先住所	送達先氏名
〒310-0101 茨城県水戸市水戸1-1-1	水戸市立水戸南小学校	〒310-0101 茨城県水戸市水戸1-1-1	水戸市立水戸南小学校
〒310-0101 茨城県水戸市水戸1-1-1	水戸市立水戸南小学校	〒310-0101 茨城県水戸市水戸1-1-1	水戸市立水戸南小学校
〒310-0101 茨城県水戸市水戸1-1-1	水戸市立水戸南小学校	〒310-0101 茨城県水戸市水戸1-1-1	水戸市立水戸南小学校
〒310-0101 茨城県水戸市水戸1-1-1	水戸市立水戸南小学校	〒310-0101 茨城県水戸市水戸1-1-1	水戸市立水戸南小学校

(令和2年8月6日揭示済み)

草津市告示第253号

草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年8月7日

草津市長 橋川 渉

草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入

札等参加者の資格等に関する要綱（平成15年草津市告示第178号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次条第2項の」を「次条に規定する競争入札参加」に改め、「以下同じ。」を削り、「1事業年度」を「5事業年度」に、「12月」を「60月」に改め、同条第3号中「第2条第2項」を「第2条第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 市税等の滞納がある者

第3条第1項第1号中「の写し」を「またはその写し」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）に規定する納税義務者にあつては、資格審査申請書提出時直前1年分の当該納税義務者の納税証明書またはその写しおよび消費税納税証明書またはその写し（発行後3月以内のものに限る。）

第3条第1項中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号の納税義務者に草津市に住所を有する役員（監査の事務を行う者を除く。）が就任している場合にあつては、当該役員に係る納税証明書またはその写し

第3条第2項を削る。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 学校給食共同調理場の調理業務において、受託実績があり、かつ、本市が求める調理等の能力を有すること。

第9条に次の1項を加える。

4 市長は、前項において準用する前条第1項の規定による審査の結果を、競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記様式第13号）により申請者に通知するものとする。

別記様式第1号中「様式第1号（第3条第1項関係）」を「様式第1号（第3条関係）」に改める。

別記様式第2号中「様式第2号（第3条第1項第2号関係）」を「様式第2号（第3条第2号関係）」に改める。

別記様式第3号中「様式第3号（第3条第1項第4号関係）」を「様式第3号（第3条第5号関係）」に改める。

別記様式第4号中「様式第4号（第3条第1項第5号関係）」を「様式第4号（第3条第6号関係）」に改める。

別記様式第5号中「様式第5号（第3条第1項第6

号関係）」を「様式第5号（第3条第7号関係）」に改める。

別記様式第6号中「様式第6号（第3条第1項第7号関係）」を「様式第6号（第3条第8号関係）」に改める。

別記様式第7号中「様式第7号（第3条第1項第8号関係）」を「様式第7号（第3条第9号関係）」に改める。

別記様式第8号中「様式第8号（第3条第1項第10号関係）」を「様式第8号（第3条第11号関係）」に改める。

別記様式第9号中「様式第9号（第3条第1項第11号関係）」を「様式第9号（第3条第12号関係）」に改める。

別記様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第13号(第9条第4項関係)

競争入札等参加資格承継申請書結果通知書

年 月 日

様

草津市長

さきに提出があった競争入札等参加資格承継申請書について審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 資格審査結果

□ 承認資格あり

□ 承認資格なし

2 資格なしの場合の理由

3 登録番号
番 号

4 資格の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月7日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年8月7日揭示済み)

草津市告示第254号

草津市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年8月11日

草津市長 橋川 渉

草津市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業をいう。）において、骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対して、経済的負担を軽減し、ドナー登録の推進および骨髄等の移植の推進を図るため、予算の範囲内において草津市骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その助成に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けていること。
- (2) 骨髄等の提供を行った日（以下「骨髄等提供日」という。）に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 他の地方公共団体ならびに企業および団体が実施する同種同類の奨励金、助成金等（ドナー休暇（骨髄等の提供に特化した有給休暇をいう。）の取得を含む。）を受けていないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院および面談（骨髄等の採取のための手術ならびにこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院、入院および面談を除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院および面談（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供日から1年以内に、草津市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し申請しなければならない。ただし、骨髄等提供日から1年以内に申請することができないと市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院および面談をした日を証する書類
- (3) 健康保険被保険者証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書兼請求書の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、速やかに審査し、助成金の交付の可否および交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する助成金の交付の可否の決定に当たり、第2条の助成対象者としての要件に関する審査を行うため、申請者の同意のうえ調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の可否および交付額を決定したときは、草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書（別記様式第2号）または草津市骨髄等移植ドナー助成金不交付（却下）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知し、助成金を交付することとした者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

4 第1項の規定による交付決定通知により助成金額の確定通知をしたものとみなす。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受け、または受けようとしたと認められるときは、助成金の交付を取り消し、または交付した助成金の全部もしくは一部を返還させるこ

とができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行し、同年4月1日以降の骨髄等の提供に係る通院、入院および面談から適用する。

別紙1 様式第1号 (第4条第1項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書(提出用)

草津市長 宛 (申請者) (住所) (氏名) (印) (電話番号) () () 草津市骨髄等移植ドナー助成金の交付に付して、草津市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請 (届出) します。

1 申請内容
表: 氏名, 生年月日, 年 月 日, 姓 名, 電話番号, 骨髄等提供(申請)の住居, 骨髄提供日, 対象期間, 申請金額

2 振込先 (申請者本人以外の口座に振込みできません。)
表: 金融機関名, 振込口座名義, 本 店, 支 店, 口座番号, 振込種別, 口座番号, 口座名義人

3 保証事項
(1) 骨髄バンクが負担する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
(2) 骨髄等の提供に係る通院、入院および面談をした日を証する書類
(3) 健康保険被保険者証の写し

別紙2 様式第2号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
私(本)は、私の所属する企業、団体等にドナー登録制度(骨髄等の提供に特化した有給休暇をいう。)はないことおよび()により骨髄等の提供に係る助成金の交付を受けていないことを誓約します。
また、私(本)は、必要情報()、通院の履歴、()の提供、()および()に同意します。

別紙3 様式第3号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙4 様式第4号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙5 様式第5号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙6 様式第6号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙7 様式第7号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙8 様式第8号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙9 様式第9号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙10 様式第10号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙11 様式第11号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙12 様式第12号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

別紙13 様式第13号 (第5条第3項第5号) 草津市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書
(1) 申請内容
(2) 交付決定額
(3) 交付決定日

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年7月17日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-052
(2) 工事名 老上中学校グラウンド改修工事
(3) 工事場所 草津市矢橋町
(4) 工事概要 グラウンド表層土改良 A=12,060㎡
表層配水側溝整備 L=113m
地下配水管整備 L=860m
その他土工、グラウンド施設復旧等付帯工 一式
(5) 工事期間 契約締結日から令和3年1月15日まで

2 予定価格 69,410,000円(税抜き)

3 最低制限価格 設定する。(事後公表)

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
(3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
(4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

京都府京都市北区平野八丁柳町66番地の8
株式会社キクチコンサルタント

(令和2年8月11日掲示済み)

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において体育施設工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、公告時において、土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、またはほ装工事業のいずれかに係る特定建設業の許可を有し、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、土木工事、とび・土工工事、鋼構造物工事、またはほ装工事のうち特定建設業の許可を有しているいずれかの種類の総合評定値(P)が890点以上であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、2級土木施工管理技士以上の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和2年7月17日午前9時から令和2年8月14日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和2年7月17日午前9時から令和2年7月30日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail kciyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和2年8月3日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和2年8月17日午前9時から令和2年8月18日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、またはほ装工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の2級土木施工管理技士以上であることを証明する技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとす

る。

9 開札

- (1) 開札日時 令和2年8月19日午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約

保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和2年7月17日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和2年7月21日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
京都市伏見区羽東師鴨川町103番地 シャトーハイガーデン I 201号 室、草津市追分三丁目10番22号 山田 眞一、山田 千悠紀	草津市矢橋町字臼森1233番 2	165.26㎡	令和2.7.21	1489

(令和2年7月21日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和2年7月21日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市上笠四丁目2番25号 オウミ住宅株式会社 代表取締役 奥本 秀樹	草津市野村五丁目字松田784 番 外13筆	5,550.76㎡	令和2.7.21	1490

(令和2年7月21日揭示済み)